

東近江市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業(介護予防訪問介護に相当する事業) 利用料金表
(ヘルパーステーション万葉の里)

(1) 第1号事業支給費の給付の対象となるサービス

- ア 訪問型サービス I-1 (週に1回程度の利用)
 イ 訪問型サービス I-2 (週に2回程度の利用)
 ウ 訪問型サービス I-3 (週に2回を超える程度の利用)
 エ 訪問型サービス II-1 (週に1回程度(1月につき4回まで)の利用)
 (週に2回程度(1月につき8回まで)の利用)
 (週に2回を超える程度(1月につき12回まで)の利用)
 オ 訪問型サービス II-2 (生活援助中心で所要時間20分以上45分未満)
 II-3 (生活援助中心で所要時間45分以上)
 カ 訪問型短時間サービス (短時間の身体介護または生活援助が中心で、1回あたり20分未満(1月につき22回まで)の利用)

☆ ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容の実施日数および実施回数については、介護予防サービス計画及び介護ケアマネジメントがある場合、それをふまえた介護予防訪問介護に相当する事業の個別サービス計画に定められます。

- ①身体介護 入浴介助 ……入浴の介助または体を拭き(清拭)ます。
 排せつ介助 ……排せつの介助またはおむつの交換をします。
 食事介助 ……食事の介助をします。
 体位変換 ……体の向きを変えたり、姿勢を変える援助をします。
- ②生活援助 調理 ……ご利用者の食事の用意のお手伝いをします。
 洗濯 ……ご利用者の衣類等の洗濯のお手伝いをします。
 掃除 ……ご利用者の居室の掃除のお手伝いをします。

(利用料)

項目	要介護度	内 容		サービス費用	利用者負担金	
訪問型サービス I-1	事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度の利用	身体介護及び 生活援助 または 身体介護のみ	12,006円/月	1割負担 1,201円 2割負担 2,402円 3割負担 3,602円	
訪問型サービス I-2		週2回程度の利用			23,983円/月	1割負担 2,399円 2割負担 4,797円 3割負担 7,195円
訪問型サービス I-3		週2回を超える程度 の利用			38,052円/月	1割負担 3,806円 2割負担 7,611円 3割負担 11,416円
訪問型サービス II-1		週1回程度の利用 (月に4回まで)			2,930円/回	1割負担 293円 2割負担 586円 3割負担 879円
	週2回程度の利用 (月に8回まで)					

	要支援2	週2回を超える程度の利用 (月に12回まで)			
訪問型サービス Ⅱ-2	事業対象者 要支援1 要支援2	所要時間が 20分以上45分未満	生活援助	1,827円/回	1割負担 183円 2割負担 366円 3割負担 549円
訪問型サービス Ⅱ-3		所要時間が 45分以上		2,246円/回	1割負担 225円 2割負担 450円 3割負担 674円
訪問型短時間サービス		20分未満 (月に22回まで)	短時間の 身体介護または 生活援助	1,664円/回	1割負担 167円 2割負担 333円 3割負担 500円
	初回加算	新規に個別サービス計画を作成し 責任者が訪問介護を提供した月の み加算されます		2,042円	1割負担 205円 2割負担 409円 3割負担 613円
	介護職員等処 遇改善加算	上記サービス費用等、1カ月分の自己 負担額合計の22.4%が加算されます			1カ月自己負担額合計の22.4%

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、介護予防訪問介護に相当する事業の個別サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいています。

☆ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数(日数)で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

(令和6年4月より竜王町は1単位10.21円となっております)

☆ご利用者がまだ要支援認定等を受けていない場合には、一旦サービス料金の全額をお支払い頂きます。要支援の認定等を受けた後、自己負担額を除く金額が払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 第1号事業支給費の対象給付とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

東近江市蒲生地区 以外の訪問	通常の事業実施地域を超えた地点から自宅までの交通費	1kmあたり100円
複写物の交付	ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚につき10円

東近江市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業(介護予防訪問介護に相当する事業) 利用料金表
(ヘルパーステーション万葉の里)

(1) 第1号事業支給費の給付の対象となるサービス

- ア 訪問型サービス I-1 (週に1回程度の利用)
 イ 訪問型サービス I-2 (週に2回程度の利用)
 ウ 訪問型サービス I-3 (週に2回を超える程度の利用)
 エ 訪問型サービス II-1 (週に1回程度(1月につき4回まで)の利用)
 (週に2回程度(1月につき8回まで)の利用)
 (週に2回を超える程度(1月につき12回まで)の利用)
 オ 訪問型サービス II-2 (生活援助中心で所要時間20分以上45分未満)
 II-3 (生活援助中心で所要時間45分以上)
 カ 訪問型短時間サービス (短時間の身体介護または生活援助が中心で、1回あたり20分未満(1月につき22回まで)の利用)

☆ ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容の実施日数および実施回数については、介護予防サービス計画及び介護ケアマネジメントがある場合、それをふまえた介護予防訪問介護に相当する事業の個別サービス計画に定められます。

- ①身体介護 入浴介助 ……入浴の介助または体を拭き(清拭)ます。
 排せつ介助 ……排せつの介助またはおむつの交換をします。
 食事介助 ……食事の介助をします。
 体位変換 ……体の向きを変えたり、姿勢を変える援助をします。
- ②生活援助 調理 ……ご利用者の食事の用意のお手伝いをします。
 洗濯 ……ご利用者の衣類等の洗濯のお手伝いをします。
 掃除 ……ご利用者の居室の掃除のお手伝いをします。

(利用料)

項目	要介護度	内 容		サービス費用	利用者負担金	
訪問型サービス I-1	事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度の利用	身体介護及び 生活援助 または 身体介護のみ	12,006円/月	1割負担 1,201円 2割負担 2,402円 3割負担 3,602円	
訪問型サービス I-2		週2回程度の利用			23,983円/月	1割負担 2,399円 2割負担 4,797円 3割負担 7,195円
訪問型サービス I-3		週2回を超える程度 の利用			38,052円/月	1割負担 3,806円 2割負担 7,611円 3割負担 11,416円
訪問型サービス II-1		週1回程度の利用 (月に4回まで)			2,930円/回	1割負担 293円 2割負担 586円

		週2回程度の利用 (月に8回まで)			3割負担 879円
	要支援2	週2回を超える程度 の利用 (月に12回まで)			
訪問型サービス Ⅱ-2	事業対象者 要支援1 要支援2	所要時間が 20分以上45分未満	生活援助	1,827円/回	1割負担 183円 2割負担 366円 3割負担 549円
訪問型サービス Ⅱ-3		所要時間が 45分以上		2,246円/回	1割負担 225円 2割負担 450円 3割負担 674円
訪問型短時間サ ービス		20分未満 (月に22回まで)	短時間の 身体介護または 生活援助	1,664円/回	1割負担 167円 2割負担 333円 3割負担 500円
	初回加算	新規に個別サービス計画を作成し 責任者が訪問介護を提供した月の み加算されます		2,042円	1割負担 205円 2割負担 409円 3割負担 613円
	介護職員等処 遇改善加算	上記サービス費用等、1カ月分の自己 負担額合計の22.4%が加算されます		1カ月自己負担額合計の22.4%	

上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、介護予防訪問介護に相当する事業の個別サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいています。

☆ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数(日数)で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

(令和6年4月より竜王町は1単位10.21円となっております)

☆ご利用者がまだ要支援認定等を受けていない場合には、一旦サービス料金の全額をお支払い頂きます。要支援の認定等を受けた後、自己負担額を除く金額が払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 第1号事業支給費の対象給付とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

東近江市蒲生地区 以外の訪問	通常の事業実施地域を超えた地点から自宅までの交通費	1kmあたり100円
複写物の交付	ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚につき10円